

監査結果に基づく措置

市民部

<財務監査>

スポーツ振興課

【指 摘 事 項】（指摘年月日：令和3年2月19日）

平成31年度スポーツ健康相談負担金について、700,000円の負担金を支出しているが、スポーツ健康相談の開催に関する協定書第3条第5項に規定する事業完了後の精算に係る戻入処理111,712円がされていない。また、28年度から30年度までの各年度スポーツ健康相談負担金についても同様に、事業完了後その合計額相当額197,283円の精算に係る戻入処理がされていない。

スポーツ振興課は、同負担金の交付先から戻入処理されるべき金額計308,995円の返還を受け、市の収入とするよう適正に事務処理を行われたい。

【措 置】（報告年月日：令和3年2月26日）

スポーツ健康相談負担金の未精算金について、令和2年11月30日に返還金請求を行い、同年12月18日に入金されたことを確認しております。

今後は、平成30年8月13日付け財政課長・政策法務課経営推進担当課長通知「負担金事務の適正な執行について」に基づき、負担金事務の適正な執行や見直しに努めるとともに、適正な事務処理をまいります。